

区政モニターアンケート等

1 杉並区区制モニターアンケート概要

- (1) 調査対象：区政モニター（定員 200 名）
- (2) 調査方法：郵送もしくはインターネットによる調査・回答
- (3) 調査時期：平成 30 年 1 月（調整次第）
- (4) テーマ：区の政策課題に応じて設定
- (5) 設問数：10～20 問程度（基本事項〈＝性別・年齢・居住区域等の設問〉を除く）
- (6) 調査結果：区ホームページ（「区政情報」＞「広報・広聴」＞「広聴」＞「区政モニターアンケート」）に掲載
- (7) 特長：予め登録されたメンバーを対象としているため、迅速に意見を聴取できる。

2 区政モニターアンケートテーマ一覧表（平成 19～28 年度）

平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
「すぎなみ子育てサイト」について 7 月	屋敷林・農地の保全について 10 月	杉並区総合計画・実行計画の改定に向けて 5 月	性的マイノリティ(性的少数者)について 7 月	「杉並区立図書館サービス基本方針」について 6 月
「杉並区議会に関する意識調査」について 9～10月	区全体のウェブサイトについて 12 月～1 月	建物の高さと敷地面積にかかる制限について 9 月	広報について 9 月	「杉並区の道路整備」について 7 月
「寄付文化に関する意識調査」について 11～12月	区の広聴について 1 月	家庭から出るごみの減量について 11 月	「杉並区環境基本計画」と「環境配慮行動指針」について 12 月	区の情報化の取組について 11 月
「区の情報の入手先・区が発信する情報のわかりやすさ」について 2 月	消費者行政について 2 月～3 月	杉並区交流自治体(友好都市等)との交流事業について 1 月		

3 内閣府「障害を理由とする差別等に関する意識調査の概要・抜粋

- (1) 調査対象 15歳以上80歳未満の男女 1,050人
- (2) 調査期間 平成21年4月～5月
- (3) 調査方法 調査会社の登録モニターに対するインターネット調査
- (4) 調査事項
 - i. 障害者の権利に関する条約の認知度について
 - ii. 障害を理由とする差別に対する意識について
 - iii. 「合理的配慮」に関する理解について
 - iv. 「共生社会」に関する理解について
- (5) 調査項目と結果

1. 障害者権利条約の認知度について

ポイント 障害者権利条約に関する認知度は低い状況にある

- ・条約の詳しい内容は知らないが条約ができたことを知っている人の割合は比較的高年齢の人に多いが、条約の内容も含めて知っている人の割合は、男女及び各世代を通じて数%である。

質問1 あなたは障害者の権利に関する条約を知っていますか。

- ・条約の内容も含めて知っている 2.1%
- ・詳しい内容は知らないが、条約ができたことは知っている 23.2%
- ・知らない 74.7%

2. 社会における障害を理由とする差別の有無について

ポイント 日本の社会には、障害を理由とする差別があるとする人が、依然として相当に多い。

- ・障害を理由とする差別があると思う又は少しはあると思う人の割合は、男女及び各世代を通じて8～9割となっており、引き続き差別防止への対応が求められている。

質問2 あなたは、現在、日本の社会には障害のある人に対して、障害を理由とする差別があると思いますか。

- ・あると思う 43.2%
- ・少しはあると思う 48.3%
- ・ないと思う 3.7%
- ・わからない 4.8%

3. 障害を理由とする差別を行っている人の意識について

ポイント 障害を理由とする差別は、無意識的に行われていると多く認識されている

- ・障害を理由とする差別は、無意識又はどちらかというが無意識に行われていることが多いと思う人の割合が、男女及び各世代を通じてほぼ6割となっており、今後とも広範な啓発が求められる。

質問3 あなたは、障害を理由とする差別が行われている場合、差別を行っている人の意識についてどう思いますか。

- ・意図的に行われている差別が多いと思う 6.0%
- ・どちらかという、意図的に行われている差別が多いと思う 22.3%
- ・どちらかという、無意識に行われている差別が多いと思う 54.5%
- ・無意識に行われている差別が多いと思う 10.8%
- ・わからない 6.5%

4. 障害者への配慮・工夫を行わないことが差別に当たるかについて

ポイント 障害者への配慮・工夫を行わないことが差別に当たるか否かについては、評価が分かれている。

- ・障害者への配慮工夫を行わないことが差別に当たると思う又はどちらかといえば差別に当たると思う人の割合は、全体では 52.8%で過半数を超えるものの、差別に当たるとは思わない又はどちらかといえば差別に当たるとは思わない人の割合も 35.6%存在している。
- ・障害者への配慮・工夫を行わないことが差別に当たると思う又はどちらかといえば差別に当たると思う人の割合は、比較的若年者で少なく特に 20代で最も少なくなっている。

質問4 障害のある人がない人と同じように生活できるようにするためには、例えば企業や学校・病院などがスロープを設置したり点字や手話などで情報を提供したりするなどの様々な配慮や工夫が必要です。あなたは、このような配慮や工夫を行わないことは、過大な負担となる場合を除けば「障害を理由とする差別」にあたると思いませんか。

- ・差別に当たると思う 13.2%
- ・どちらかといえば、差別に当たると思う 39.6%
- ・どちらかといえば、差別に当たるとは思わない 22.2%
- ・差別に当たるとは思わない 13.4%
- ・どちらとも言えない 11.5%

5. 障害者権利条約における「合理的配慮」に関する認知度について

ポイント 「合理的配慮」に関する認知度は低い状況にある

- ・「合理的配慮」について知らない人の割合が全体で4分の3を超えている。
- ・70歳代において「合理的配慮」の考え方を知っている又は言葉を聞いたことがある人の割合が多くなっているものの、「合理的配慮」の考え方について知っている人の割合は男女及び各世代を通じて数%に止まっており、今後とも広報が求められる。

質問5 障害者権利条約では、障害のある人がない人と同じように生活するために過大な負担とならない範囲で行う配慮や工夫を「合理的配慮」としています。また、「合理的配慮」を行わないことは差別として位置づけられています。あなたは、このような「合理的配慮」について知っていましたか。

※合理的配慮の定義：「合理的配慮」とは、障害者が他の者との平等を基礎としてすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。（「障害者の権利に関する条約」より）

- ・合理的配慮の考え方について知っている 4.3%
- ・合理的配慮という言葉は聞いたことがある 19.9%
- ・合理的配慮については知らない 75.8%

6. 「合理的配慮」の内容の具体的なイメージについて

ポイント 「合理的配慮」の具体的な内容についてイメージを持ち、説明できる人は極めて少ない。

- ・「合理的配慮」についてイメージを持っており、例を挙げて説明できる人の割合は男女及び各年代を通じて数%に止まっている。
- ・「合理的配慮」に関し、抽象的な理解に止まり、具体的内容についてはほとんどイメージを持っていない又は全く理解ができない人の割合は、男女及び各世代を通じて 6～7割を占めている。
- ・「合理的配慮」に関し、全く理解できない人の割合は若年者で多く、特に 10 歳代では 2 割近くを占めている。

質問 6 あなたは、合理的配慮の内容について具体的なイメージを持っていますか。

- ・具体的内容についてイメージを持っており、例を挙げて説明することができる 1.9%
- ・具体的内容について漠然としたイメージを持っている 27.1%
- ・抽象的な理解にとどまり、具体的内容についてはほとんどイメージを持っていない 59.8%
- ・全く理解ができない 11.1%

7. 「合理的配慮」を行うことに対する理解について

ポイント 社会が「合理的配慮」を行うことに対しては大部分の人が肯定している

- ・「合理的配慮」について、積極的に行うべきであると思う又は過度な負担とならないように考慮して行うべきであると思う人の割合は、10 歳代が 8 割台であるほか、男女及び各世代を通じて 9 割を超えている。
- ・「合理的配慮」の実施については、過度な負担とならないように考えて行うべきであると思う人の割合が男女及び各世代を通じて 4～6 割を占め、いずれも最も多くなっている。

質問 7 あなたは、企業や学校・病院などが障害のある顧客・利用者や従業員などにために負担をしてスロープを設置したり点字や手話などで情報を提供したりするなどの様々な合理的配慮を行うことについてどう思いますか。

- ・積極的に行うべきであると思う 35.3%
- ・過度な負担とならないように考慮して行うべきであると思う 57.0%
- ・行う必要はないと思う 2.0%
- ・わからない 5.7%

8. 「共生社会」に関する認知度について

ポイント 「共生社会」について知っている人は過半数を超えている

- ・「共生社会」について、その考え方も含めて知っている又は言葉だけ知っている人の割合は、60 歳代以上で比較的多くなっている。
- ・「共生社会」について知らない人の割合は、特に 30 歳代、20 歳代で多くなっており、引き続き啓発が求められる。

質問8 あなたは、障害のある人もない人も、誰もが社会の一員としてお互いを尊重し、支えあって暮らすことを目指す「共生社会」という考え方を知っていますか

- ・知っている 22.2%
- ・言葉だけは知っている 41.7%
- ・知らない 36.1%

9. 「共生社会」のための環境づくりに対する理解について

ポイント 行政による「共生社会」のための環境づくりに対しては大部分の人が肯定している。

- ・国や地方公共団体による「共生社会」のための環境づくりに対しては、男女及び各世代を通じて8~9割の人が賛同又はどちらかといえば賛同するとしている。

質問9 現在、国や地方公共団体では、「共生社会」の考え方に基づいて、障害のある人もない人も共に生活できるための環境づくりを進めています。これについてあなたは
どう思いますか。

- ・賛同する 47.2%
- ・どちらかといえば、賛同する 41.8%
- ・どちらかといえば、賛同しない 2.5%
- ・賛同しない 0.9%
- ・どちらとも言えない 7.6%